

多子世帯の保育料等の負担軽減について

1. 保育所、認定こども園等の0～2歳の保育料について

多子世帯の子育てに係る経済的負担軽減のため、国の制度において、0～2歳の保育料（※1）については、第2子半額、第3子以降無償とされているが、年収360万円以上相当の世帯（※2）については、第1子、第2子…のカウントにおいて小学生以上をカウントしない仕組みとなっている。

※1 3～5歳の保育料は、幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月以降無償化されている。

※2 年収360万円以上相当とは、市民税所得割合計額が57,700円以上（ひとり親世帯等は77,101円以上）。

➡ 所得や子どもの年齢にかかわらず、第2子半額（市独自）、第3子以降無償（県補助活用）とする

（図1）年収360万円以上相当世帯の保育料の負担軽減

	現状		令和7年11月以降	
小学生以上	 (第1子)	カウント対象外	 (第1子)	第1子としてカウントする
0～2歳	 (第2子)	第1子扱い → 保育料全額	 (第2子)	第2子扱い → 保育料半額
	 (第3子)	第2子扱い → 保育料半額	 (第3子)	第3子扱い → 保育料無償

2. 保育所、認定こども園、幼稚園の3～5歳の副食費について

幼児教育・保育の無償化により3～5歳の保育料が無償化された後も、給食費（※1）については保護者負担となっている。多子世帯の子育てに係る経済的負担軽減のため、国の制度において、3～5歳の第3子以降の副食費は免除とされているが、年収360万円以上相当の世帯（※2）については、第1子、第2子…のカウントに年齢制限（※3）が設けられている。

※1 米やパンの費用は「主食費」、おかずやおやつは「副食費」、2つを合わせて「給食費」と呼称。なお、0～2歳の給食費は保育料の中に含まれている。

※2 年収360万円以上相当とは、1号認定については市民税所得割合計額が77,101円以上、2号認定については57,700円以上（ひとり親世帯等は77,101円以上）。

※3 2号認定においては、小学生以上はカウント対象外。1号認定においては、小学4年生以上はカウント対象外。（1号認定…保育を必要としない3～5歳、2号認定…保育を必要とする3～5歳）

➡ 所得や子どもの年齢にかかわらず、第3子以降の副食費を無償とする（市独自）

（図2）年収360万円以上相当世帯の副食費の負担軽減

	現状		令和7年11月以降	
(1号認定の場合) 小学4年生以上 (2号認定の場合) 小学1年生以上	 (第1子)	カウント対象外	 (第1子)	第1子としてカウントする
3～5歳	 (第2子)	第1子扱い → 副食費全額	 (第2子)	第2子扱い → 副食費全額
	 (第3子)	第2子扱い → 副食費全額	 (第3子)	第3子扱い → 副食費無償